

有料職業紹介における返金制度

採用決定者の退職等)

乙は甲に対して紹介した採用決定者が、採用決定者の自己都合による退職、または過失等により解雇となった場合は、第4条で定めるコンサルティング料金を以下の割合で返還する。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 入社日から1ヶ月以内 | ・・・ 80% |
| (2) 入社日から2ヶ月以内 | ・・・ 50% |
| (3) 入社日から3ヶ月以内 | ・・・ 20% |

許可番号 13-ユ-313598

事業所名 株式会社オーバーシーズキャリア

東京都中央区入船 3-10-8 塩谷入船ビル 2階